

定額減税に関する対応方針について 提供時期のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年6月から所得税・住民税の定額減税が実施されます。つきましては、ICSシステムの対応予定および定額減税の概要についてご案内申し上げます。

1. ICSシステムの対応予定

月次減税事務につきましては、以下のとおり減税処理の対応を行う予定です。

リリース時期	リリース内容
5月上旬	・「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の印刷
5月下旬	・定額減税額の算出 ・各人別控除事績簿の出力 ・明細書出力

2. 定額減税の概要

令和6年度税制改正による定額減税の対象者や減税額は以下のとおりです。

定額減税の対象者

国内居住者（非居住者は対象外）

合計所得金額が1,805万円以下

定額減税額

定額減税額は以下の金額の合計額です。

所得税	本人 ¹	3万円
	同一生計配偶者 ^{1 2} または扶養親族 ^{1 4}	1人につき3万円
住民税	本人 ¹	1万円
	控除対象配偶者 ^{1 3} または扶養親族 ^{1 4}	1人につき1万円

1 国内居住者に限る

2 同一生計配偶者：納税者と生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の配偶者

3 控除対象配偶者：同一生計配偶者のうち、納税者の前年の合計所得金額が1,000万円以下

4 納税者と生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の親族

・計算例（配偶者及び扶養親族2人の場合）

所得税：本人3万円+同一生計配偶者3万円+扶養親族3万円×2人=12万円

住民税：本人1万円+控除対象配偶者1万円+扶養親族1万円×2人=4万円

定額減税額=合計16万円

定額減税の実施方法

給与所得者の場合、原則給与を支払う企業が事務手続きを行うことになっています。

・ 所得税

給与の支払者は以下の2つの事務を行うことになります。

月次減税事務

令和6年6月1日以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税を控除する事務

年調減税事務

年末調整の際、精算を行う事務

・ 住民税

令和6年6月分の住民税の特別徴収は行わず、定額減税後の税額を令和6年7月～令和7年5月分の11か月に分割して給与から徴収します。

敬具